

農地中間管理事業による担い手への農地集積・集約化に係る連携に関する協定書

平成 28 年 11 月 10 日

甲 公益財団法人 香川県農地機構

理事長 松尾 恭成



丁-1 香川県農業経営者協議会

会長 六車 孝雄



乙 一般社団法人 香川県農業会議

会長 三笠 輝彦



丁-2 かがわ農業経営者組織ネットワーク

会長 古本 忠



丙-1 香川県土地改良事業団体連合会

会長 大山 茂樹



丁-3 香川県農業士連絡協議会

会長 三好 正博



丙-2 香川県多面的機能発揮促進協議会

会長 大山 茂樹



丁-4 IFK

会長 高橋 光男



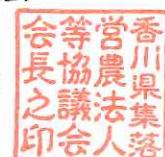
丙-3 香川県農業協同組合

代表理事理事長 遠城 昌宏



丁-5 香川県集落営農法人等協議会

会長 満濃 敏彦



戊 株式会社日本政策金融公庫高松支店

支店長 笠原 真二



立会人 香川県

香川県知事

立会人 農林水産省

中国四国農政局長

浜田 恵造

坂井 康宏

公益財団法人香川県農地機構（以下「甲」という。）、一般社団法人香川県農業会議（以下「乙」という。）、香川県土地改良事業団体連合会、香川県多面的機能発揮促進協議会及び香川県農業協同組合（以下「丙」と総称する。）、香川県農業経営者協議会、かがわ農業経営者組織ネットワーク、香川県農業士連絡協議会、IFK 及び香川県集落営農法人等協議会（以下「丁」と総称する。）並びに株式会社日本政策金融公庫高松支店（以下「戊」という。）とは、香川県及び農林水産省を立会人として、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化を促進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁及び戊が連携し、協力することにより、農地中間管理事業を活用して丁の会員の農地集積・集約化を促進し、もって香川県農業の持続的発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲は次の（1）、（2）及び（5）の事項について乙、丙、丁及び戊と、甲及び乙は次の（3）及び（4）の事項について丙、丁及び戊と連携し、協力する。連携・協力事項の詳細については、必要に応じて甲、乙、丙、丁及び戊が個別に協議を行い、決定する。

- （1） 農地中間管理事業の周知に関すること。
- （2） 農地中間管理事業による担い手への農地集積の拡大に関すること。
- （3） 地域における農地の出し手と受け手の掘り起こしや、マッチングに関するこ。
- （4） 担い手間の農地の交換等農地の集約化に関するこ。
- （5） その他農地中間管理事業の推進に関するこ。

（有効期間）

第3条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は平成 35 年度までとする。

（協議）

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙、丙、丁及び戊が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書 13 通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊は記名押印の上、また立会人は署名の上、各自その 1 通を所持する。